

みまもり通信 その143 <2021年3月号>

無料で古布団を引取ります！と来訪されたが



実は、高額な打ち直しの勧誘だった！！

「布団業者が『無料で古い布団を処分する』と突然来訪した。古布団を渡すと『良い布団なので打ち直しをしましょう』と高額な契約を勧められた」との相談が入りました。

訪問販売では、事業者はあらかじめ、何を売りにきたのかを明らかにしなければなりません。安易に家の中へ入れず、不要な場合はきっぱり断りましょう。

「無料」という言葉で誘い、高額な商品やサービスを勧める商法には注意が必要です。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

みまもり通信 **その144** <2021年4月号>

母が怪しげな販売会に通い次々と健康食品を購入するので、止めさせたい



「母がチラシで見た販売会で、たくさん的高額な健康食品を購入している。通うことを止めさせたい」と相談が入りました。

格安な商品で人を集め、会場を閉め切って健康の話をしながら雰囲気盛り上げたところで**高額な商品を購入させる催眠商法**の可能性があります。

孤立感や寂しさ・健康不安につけ込んだ商法です。周囲の方は一方的に否定せず話に耳を傾けて下さい。クーリング・オフが可能な場合もあります。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ